

投資ファンドとパススルー課税



テーマ

『投資事業有限責任組合に対するパススルー課税』

執筆

FMI 財務経営調査研究所 代表取締役 上村 惇生

政府の投資ファンドに対するキャピタルゲイン課税の見直し（株式譲渡益を原則非課税とする／日経新聞、平成21年1月7日付）により、『投資事業組合』が一躍注目されることとなりました。

投資事業組合には、法的に次の3組合があります。それぞれを整理比較すると以下の通りです。それらの中でも、代表的な組合と云われるには『投資事業有限責任組合』です。

任意組合、匿名組合・投資事業有限責任組合の比較

項 目	任意組合	匿名組合	投資事業有限責任組合
準拠する法律	民 法	商 法	投資事業有限責任組合 契約に関する法律
事業目的	制限なし	営業に限定	投資事業に限定
業務執行	業務執行組員（原則は 組員の過半数）	営業者（無限責任）	無限責任組員（GP）のみ が業務執行
組員の責任	全員が無限責任	有限責任	無限責任者以外は 有限責任（LP）
財産の帰属	各組員の共有	営業者に帰属	各組員の共有
出資形態	財産出資のみでなく 労務出資も可	財産出資のみ可 （労務出資は不可）	財産出資のみ可 （労務出資は不可）
登 記	不 要	不 要	必 要
課 税	パススルー課税	ペイスルー課税	パススルー課税

以上の任意組合、投資事業有限責任組合に対する課税の原則は、株式会社のように人格がないため、組合事業の損益について組合そのものに法人税が課税されることはありません。

（根拠）組合財産や組合事業の損益は各組員に直接帰属する。そのため、各組員のレベルで初めて課税（パススルー課税）されます。具体的には次ページに示すとおり。

☆ 組員が 株式会社の法人は 法人税が課せられる
 " 個人組員は 所得税が課税される

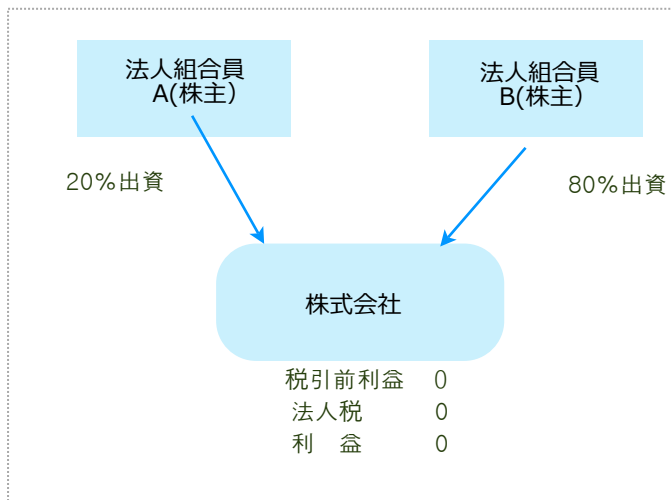
2～3月 経営相談会申し込み受付中

直接面談方式による経営相談希望者は別紙申込書にて早めにご連絡下さい。
 来社相談会：相談希望者にFMI事務所まで来社していただきます。
 出張相談会：FMIコンサルタントが相談希望会社へ訪問します。

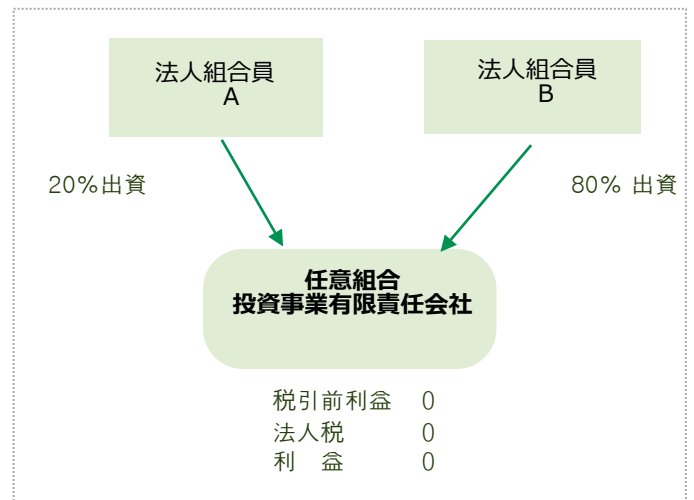
☆株式会社と任意組合・投資事業有限責任組合の比較 (実効税率40%で計算)

株式会社のケース

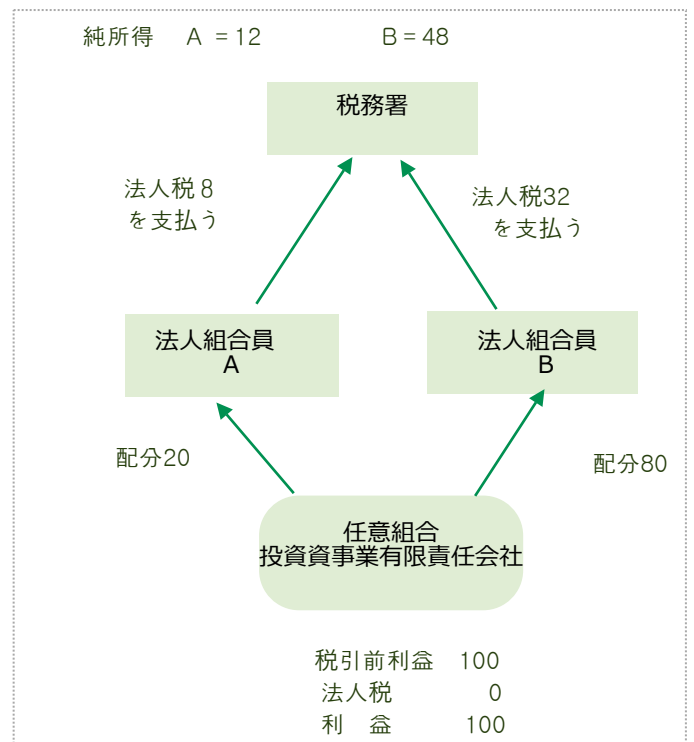
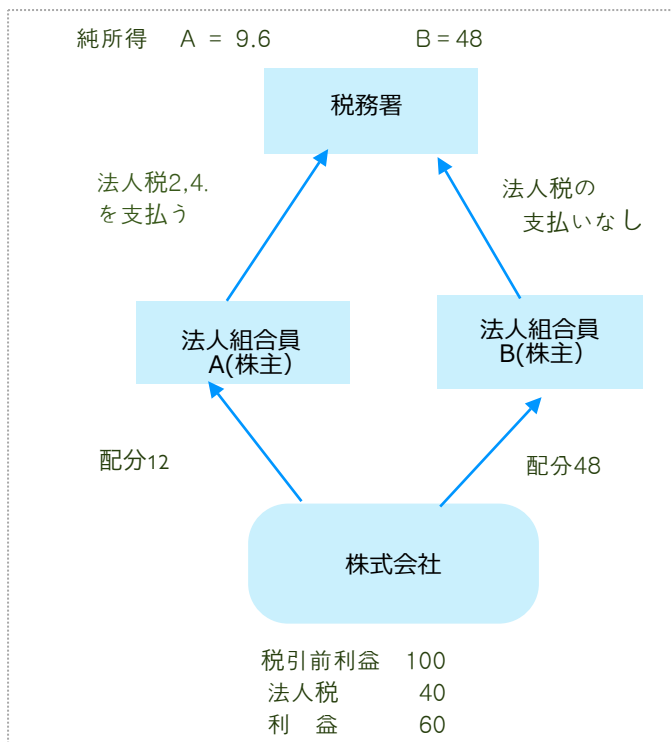
(設立時)



任意組合・投資事業有限責任組合のケース



(1年後の配分。法人税等負担。純所得)



注1 受取配当金の益金不算入 持株比率25%以上 100%、 持株比率25%未満 50%

注2 配当控除(税額控除) 個人の課税所得1000万円 以下 12.8%

" 1000万円 超 6.4%

注3 純所得 = 株式会社 9.6 + 48 = 57.6 / 投資事業組合 12 + 48 = 60
(税負担あり) (税負担なし)

後継者・後継スタッフ対象 FMIの計数管理力早期育成講座(研修会)のご案内

基本カリキュラム: ①決算書を読む力 ②経営分析力 ③計数計画力 集中強化講座
 研修コース: 1日コース2回、1泊2日コース1回(計3回4日コース)
 研修方法その他: 事前打ち合わせの上、企業特性等にマッチした研修内容とします。

後継者等の経営バランス感覚 体得に確かな最短コース — お問い合わせは FMI教育担当まで。

☆投資事業組合の構成と各組合の特徴等

項 目	主 な 内 容 及 び 特 徴 等
GP / General Partner	運営責任者、匿名組合では営業者、投資事業有限責任組合では無限責任組合員がGPに該当する。ファンド組成後は投資先の発掘、投資案件の実行や投資先の経営指導などの日常的なオペレーションを行う。見返りとして管理報酬や成功報酬を受け取る。
LP / Limited Partner	出資者（投資家）、任意組合における業務執行組合員以外の一般組合員、匿名組合の匿名組合員、投資事業有限責任組合の有限責任組合員に該当する。GPから業務活動に関する報告を定期的に受けるとともに、投資ファンドが獲得した利益の中から分配金（配当）を受け取る。
任意組合の特徴	商売に限定されることなく、商売以外にも使うことができる点で、匿名組合等と異なる。組合財産は投資事業有限責任組合と同様で各組合員共有となる。
匿名組合の特徴	商売に限り利用できる組合で、出資者の匿名性が確保される。実際の組合運営（業務執行）を行う営業者は無限責任を負う反面、匿名組合員は出資義務（有限責任）のみで、営業行為によって生じた債務に対する責任は負わない。
投資事業有限責任組合の特徴	投資事業に限り利用される。無限責任組合員と有限責任組合員で構成される。投資ファンドや投資対象の事業に相当な経験を有するプロの投資家の参加が想定されている。組合として登記が必要なうえ、公認会計士による監査も求められる。
パススルー課税& ペイスルー課税	任意組合や匿名組合のように組合自体は課税されず、その構成員（組合員）に対して課税する体系をパススルー課税という。一方、匿名組合においては、組合の営業者に課税されるが、匿名組合員に分配すべき利益または損失の額を控除した残額が、営業者の最終的な利益または損失として認められる体系をペイスルー課税という。

☆ 投資事業組合の一般的な活用方法

任意組合 : 組合員数が2～3名と少数な場合で、GPとLPもある程度プロの投資家であり、GPがLPの資金力、信用力、ネットワークなどの力を借りたいケースに適する。

(例) IT企業と金融機関やベンチャーキャピタル、IT企業同士のVCファンド

匿名組合 : プロ・アマ問わず個人投資家を数多く募る場合に向いている、GPが資金以外の組合事業に関する経営ノウハウを持っていて、LPは投資利回り以外に関心ないケース

(例) ワインファンド、ラーメンファンド等トレンド商品の短期プロジェクトとして手がけるケースに向いている。

投資事業有限 : プロの投資家が多く集まるときに使われる。GP、LPともにプロで、LPの資金力、信用力を借りた責任組合 : いケースに向いている。最も一般的なファンドで国内外の八割程度を占める。

今回のファンドに対する課税見直しのポイント

対日投資の促進に向け、ファンドを通じて日本に投資する海外投資家の株式譲渡益を原則非課税とするものです。対象となるファンドは、国内外のファンドで1年以上投資実績のある投資事業有限責任組合です。

非課税対象となる海外投資家の条件については、

①ファンドへの出資比率25%未満、②ファンド運営会社への出資比率50%未満 ③投資家自身日本で事業をしていない など企業買収でなく運用目的の投資に限る狙いがあります。例えば、八千億ドル超の資金を世界で運

ご連絡はFAX等で下記へお願いします。

FMI 株式会社 財務経営調査研究所 代表取締役 上村 惇生 (ウエムラ・アツオ)

住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅五丁目33番21号 アクワタウン納屋簀 403

TEL 052-563-2033 FAX 052-563-2026 URL <http://www.fmi-c.jp>